

令和 2 年 6 月 22 日

保護者 様

いの町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う就学援助制度の取り扱いについて

日頃は、いの町の教育行政へのご理解、ご協力、誠にありがとうございます。

さて、就学援助制度は、義務教育の円滑な実施を目的とし、経済的な理由で就学困難な児童生徒のご家庭に対して、保護者の方からの申請を受け、審査のうえ、要件に該当する方に対して就学に必要な費用の一部(学用品費、学校給食費など)の援助を行う制度となっております。

例年、4 月当初に学校を通じて本制度のお知らせをし、申請時の世帯の昨年の合計所得等をもとに審査・認定を行っておりますが、この度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯につきましては、下記のとおり、随時審査することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方や
給与収入が著しく減少するなど家計が急変した世帯

(すでに令和 2 年度就学援助を申請し認定となっている方の再提出は必要ありません。)

2. 申請方法

「令和 2 年度 いの町就学援助認定申請書(世帯票)」(以降「申請書」という)は学校にありますので、申請される方は通学している学校に申し出てください。申請書に、現在の状況が分かる書類(※退職証明書、雇用保険被保険者離職票、給与明細(〇か月分)など)を添付し、申請書を学校に提出してください。(申請書は、お子さま 1 人につき 1 部提出してください。添付書類は 1 部で可。)

世帯の中で令和 2 年 1 月 1 日時点で町外に住民票があった方については「令和元年分の所得(課税)証明書」が必要です。

3. 申請期限 随時 (申請し、学校が受け付けた翌月から対象となります)

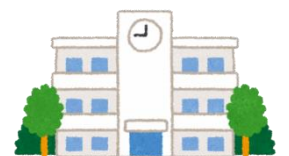
4. その他

上記の書類を提出された場合でも、審査の結果、援助を受給できない場合もあります。
審査の結果は学校を通じて、書面でお知らせします。

5. お問い合わせ先

申請書について お子さまが通学している学校

添付書類の内容について いの町教育委員会事務局 学校教育係 TEL:088-893-1922



就学援助制度のお知らせ

この制度は、経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。いの町では、お子さまの保護者で、就学援助の要件に該当する方に対して、就学に必要な費用の一部を援助しています。

1. 援助の内容

※下記の金額は予定額ですので、変更になる場合があります。

支給費目	支給	内容	支給時期 (※4月認定の場合) <small>途中認定の方は随時になります</small>
学用品費	定額	小学生 年額 11,630 円 中学生 年額 22,730 円	前期分 6月末 後期分 10月末 ※年額の半額ずつ支給
通学用品費	定額	<u>第1学年は対象外</u> 小学生 年額 2,270 円 中学生 年額 2,270 円	前期分 6月末 後期分 10月末 ※年額の半額ずつ支給
新入学学用品費	手 定額	<u>第1学年のみ対象</u> <u>ただし、入学前に支給を受けた場合は、対象外</u> 小学1年生 51,060 円 中学1年生 60,000 円	6月末
校外活動費 (泊無)	実費	小学生 限度額 1,600 円 中学生 限度額 2,310 円	学校から実績報告があった後、随時
校外活動費 (泊有)	実費	小学生 限度額 3,690 円 中学生 限度額 6,210 円	学校から実績報告があった後、随時
修学旅行費	実費		
学校給食費	実費		
医療費	実費	生活保護受給者のみ対象 学校病(むし歯・慢性副鼻腔炎・中耳炎・寄生虫病など)の実費	

※生活保護受給者は、修学旅行費・医療費のみ援助があります。

※修学旅行費は、学校から実績報告があった後随時支払いますが、支払い方法は学校によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。

※学校給食費は、教育委員会から町へ直接支払います。



※医療費は、教育委員会から医療機関へ直接支払います。

2. 援助の対象となる方

別紙「就学援助制度の対象になる方」をご覧ください。

3. 申請方法

※毎年度申請が必要です。

申請書は学校にありますので、申請される方は通学している学校に申し出て、決められた期限までに申請書を学校に提出してください。（お子さま 1 人につき 1 部提出してください。）

申請は、世帯の状況が変わる度に必要です。認定になった後でも、世帯の状況が変わった場合にはあらためて申請する必要があります。

※世帯の中に令和 2 年 1 月 1 日時点で町外に住民票があった方については「令和元年分の所得(課税)証明書」が必要です。

4. 審査結果・支払いについて

審査の結果は、随時、申請者あてにお知らせします。

審査の結果が反映されるのは、申請書が提出された翌月からとなります。

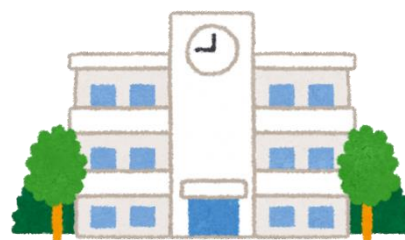
認定後の支払いについて、支払通知書は送付しませんので通帳でご確認をお願いします。

年度途中で町外へ転出した場合は、転出した月までが支給の該当となります(月割)。転出月以降の支給をすでに受けている場合は返金をさせていただきます。

5. お問い合わせ先

お子さまが通学している学校 もしくは

いの町教育委員会事務局 学校教育係 TEL:088-893-1922



就学援助制度の対象になる方

以下の条件(1)、(2)に該当する方が対象となります。

- (1) いの町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) いの町の就学援助の認定基準のうち、いずれかに該当する方
 - ① 生活保護を受けている世帯の方
 - ② 前年度または今年度に、町民税の非課税または減免を受けた世帯の方
 - ③ 世帯の所得額(令和元年分)の合計が生活保護基準の 1.3 倍未満の世帯の方

【所得額の目安】

母(30代)・子(小学生)	約 162 万円以下
父(30代)・母(30代)・子(小学生)	約 222 万円以下
父(40代)・母(30代)・子(中学生)・子(小学生)	約 294 万円以下
父(40代)・母(30代)・子(中学生)・子(小学生)・子(小学生)	約 337 万円以下

- ・あくまでも目安です。世帯状況(家族構成や年齢)によって異なります。
- ・所得額は、合計所得金額から社会保険料・生命保険料・地震保険料を控除したものです。
- ・借入状況(住宅ローン等)については、審査の対象外です。
- ・同じ住所にお住まいの方の所得は、原則、全員分合算します。
- ・住民票上の世帯が別であっても、同じ住所の方は生計が同じであるとみなしますので、必ず申請書に記載してください。
- ただし、表1の世帯の状況に当てはまり、生計を別にしていると申し立てをする場合は、その証明となるもの(表1の添付書類)を提出してください。
- ・所得確認のため、令和元年分所得未申告の方は、申告を済ませてください。
- ・申請内容と実態が異なる疑いがある場合は、調査をさせていただく場合があります。

表1 世帯が別であると判断する場合と証明のための添付書類一覧

	世帯の状況	添付書類
1	二世帯住宅、または同じ住所であるが、敷地内の別棟の建物に住んでいる。	二世帯住宅または別棟住宅の証明できるもの。
2	同じ建物に住んでいるが、電気や水道メーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている。	別々に請求されていることが分かる請求書 など
3	その他(長期入院中など)	本人の収入から入院費などが支出されていることが確認できる書類 など